

生活保護 車の保有はぜいたく？

生存権が示す「最低限度の生活」の線引きは

移動に必要な車を持つことが認められない生活保護世帯から、切実な声が上がっている。憲法25条が定めた「生存権」の理念を実現するはずの生活保護制度で、車は「資産」として原則保有が認められていないからだ。公共交通機関が不便な地方で、移動の手段として持つことも許されないのか――。学説の移ろいをひもときながら、「健康で文化的な最低限度の生活」について考える。



地方で持病ある私の「足」処分は死活問題

私の「足」なんです

幼いころから動物好きで、

ベッドの美容室を開業。体を

洗うため中腰の姿勢を繰り返して

きた。30年以上働いた末に、

「頸椎症性脊髄症」を発症。

身体障害者1級となり、20

10年から生活保護を受ける

ようになった。

資産とみなされ

昨秋、鈴鹿市から通知が届いた。「あなたの世帯の生活保護を停止します」

問題視されたのは、女性の

自家用車だ。市は「資産」と

みなし、生活保護を供給する

にあたり処分を求めていた。

女性が乗っているのは20年前

に買ったトヨタのカローラ。

調べたところ、売れるところ

か「処分するの約1万6千

円かかります」と言われた。

しかし、市は女性に対し、

車の売却を前提に「処分の見

積書をとるよう」と指示。

口頭や文書での指導に女性が

従わず、弁明を聞くための聴

聞会も欠席したなどとして、

生活保護を停止した。女性は

処分の取り消しを求め、昨年

11月に津地裁に提訴した。

市はタクシーや公共交通機

関を使うよう求めてきたが、

最寄りのバス停は400メートル

と先。女性の代理人の弁護士

井護士が市内のタクシー会社

5社に照会したところ、至近

距離の移動のために車を呼ぶ

のは難しく、「流し」の営業

をしている社も無かった。

生活保護を受けてようやく

家賃や食費を支払ってきた。

電気代高騰で、この夏はクー

ラーも節約して使った。

営業弁護士は言う。「車が

なければ家に閉じこもるしか

ない。「車いせいたく品」

は、公共交通網が発達した大

都会の発想だ。地方に住んで

いたり、障害があったりし

て、車を取り上げられること

が死活問題になる人もいる

認められた例も

憲法には「生存権」が定め

られている。その理念に基づ

き、困難するすべての人に最

低限の生活を保障し、自立を

助けるのが生活保護制度だ。

「最低限の生活」とはど

ういう状態か。生活保護では

その線引きが問題となってい

ると、吉永純・花園大教授

（公的扶助論）は語る。

自転車、電話、冷蔵庫、エ

アコン……。いずれも、過去

「高価な資産」として生活保

護世帯には認められなかった

日用品だ。冷蔵庫を持つこと

を許されなかった母子家庭の

心中や、エアコンを取り外さ

れた高齢女性が衰弱した事件

などが問題となり、その後保

護が認められてきた。

車の保有を巡っても、これ

まで多くの訴訟が起こされ、

09年の福岡地裁や13年の大阪

地裁などで、保有を認めない

自治体例が敗訴したことがあ

る。こうした経緯もあり、自

治体側は山間地に住む人や障

害者らに条件付きで保有制限

を緩和してきた。それでも、

原則として認められていない

のが現状だ。

厚生労働省は「保有のため

の維持費がかかり、また、社

会連合会その保有を適当とし

ない面もある」とする。

吉永教授は「維持費は、障

害者への追加給付を充てるな

どすればまかなえる。結局、

国民感情として生活保護世帯

が車を持ち回すのはいかな

ものか、という本音が透け

る」と指摘する。

鈴鹿市の女性のように、公

共交通機関が不便な地方で

は、車が生活の足として欠か

せない。国の硬直的な対応

は、地方の生活実態とかけ離

れているという批判も多い。

吉永教授は「生存権は、た

だ単に生きるだけの権利では

ない。買物をして、知人に会

い、余暇を楽しむことは、社

会から排除されない権利とも

言える。車という足を奪うこと

とは、社会の一員として認め

「生存権」の源流をたどる

生存権はどういう経緯で憲法に盛り込まれた？

GHQ草案

24条「有ラフル生活範圍ニ於テ法律ハ社会的福祉、自由、正義及民主主義ノ向上発展ノ為ニ立案セラルヘシ(略)労働条件、賃金及勤務時間ノ規程ヲ定ムヘシ」

生存権の規定なし

帝國憲法改正小委員会(1946年)

「生存権は最も重要な人権です。結局19世紀までの憲法の体裁だとお考えになるか、20世紀になってから出来ておる各国の憲法のような憲法を作ることが差し支えないかということに帰着する」

鈴木義男衆議院議員らが主張し、生存権が新設



「人間が動物と違ふところは、ただ働いて食べて寝て起きて死ぬといふのではなく、藝術を楽しむ、社交を楽しむ、読書や修養につとめる、つまり文化を享受し、人格価値を高めるといふところにある」

鈴木義男君(新憲法草案)(48年)

ケンボウさん

日本国憲法が公布された1946年11月3日生まれ



憲法25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。